

14章 内装工事

1節 一般事項

14.1.1 適用範囲

この章は、建物の床、壁及び天井の内装工事を対象とし、2節以降の適用は特記による。

14.1.2 基本要品質

- (a) 内装工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) 内装工事の仕上り面は、所要の状態であること。
- (c) 床にあつては、著しい不陸がなく、床鳴りがないこと。

2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

14.2.1 適用範囲

この節は、ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

14.2.2 材料

- (a) ビニル床シートは、JIS A 5705(ビニル系床材)により、種類の記号、色柄、厚さ等は特記による。

特記がなければ、種類はNC、厚さ2.5mmとする。

- (b) ビニル床タイルは、JIS A 5705により、種類、厚さ等は特記による。特記がなければ、厚さ2mmとする。

- (c) ゴム床タイルは、天然ゴム又は合成ゴムを主成分としたもので、種類、厚さ等は特記による。

- (d) 接着剤

床仕上げ材の張付けに使用する接着剤は、JIS A 5536(床仕上げ材用接着剤)により、種別は表14.2.1又は表14.2.2による施工箇所に応じたものとする。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、特記がなければ、4.1.1[総則](b)(ii)による。

表14.2.1 ビニル床シート及びビニル床タイルの接着剤の種別と施工箇所

種 別	施 工 箇 所
ビニル共重合樹脂系 酢酸ビニル樹脂系 ゴム系ラテックス形 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系	一般の床
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層のない土間、脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所

(注) 防湿層は、3.2.10による。

表14.2.2 ゴム床タイルの接着剤の種別と施工箇所

種 別	施 工 箇 所
ゴム系溶剤形 ウレタン樹脂系 変成シリコン系	一般の床、幅木
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層のない土間、脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所

(注) 防湿層は、3.2.10による。

14.2.3 施工

(a) 下地

- (1) モルタル塗り下地は、施工後14日以上放置して乾燥したものとする。

なお、張付けに先立ち下地表面の傷等のへこみは、ポリマーセメントペースト等で補修する。

- (2) 合板類の木下地は、板合わせ部の不陸、目違い及び釘頭等の突起がないことを張付けに先立ち確認する。

(b) ビニル床シート張り

- (1) ビニル床シートは、張付けに先立ち、仮敷きを行い、巻きぐせを取る。

(2) 本敷き及び張付け

- (i) 施工に先立ち、下地面の清掃を行ったのち、はぎ目、継手、出入口際、柱付き等は、隙間のないように切込みを行う。

- (ii) 張付けは、接着剤を所定のくし目ごてを用い、下地面へ平均に塗布し、また、必要に応じて裏面にも塗布し、空気だまり、不陸、目違い等のないように、べた張りとする。

- (iii) 張付け後は、表面に出た余分な接着剤をふき取り、ローラー掛け等の適切な方法で圧着し、必要に応じて、押縁留めをして養生を行う。

(3) 熱溶接工法は次により、適用は特記による。

- (i) ビニル床シート張付け後、接着剤が硬化したことを見計らい、はぎ目及び継目の溝切りを溝切カッター等を用いて行う。

- (ii) 溝は、V字形又はU字形とし、均一な幅に床シート厚さの2/3程度まで溝切りする。

- (iii) 溶接は、熱溶接機を用いて、ビニル床シートと溶接棒を同時に熔融し、余盛りができる程度に加圧しながら行う。

- (iv) 溶接完了後、溶接部が完全に冷却したのち、余盛りを削り取り、平滑にする。

- (4) 表面仕上げは、接着剤の硬化後、全面を水おき清掃し、乾燥後は、ビニル床シート製造所の指定する樹脂ワックスを用いてつや出しを行う。

(c) ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

- (1) 張付けは、下地面の清掃を行ったのち、接着剤を所定のくし目ごてを用い下地面の全面に平均に塗布し、目地の通りよく、出入口際、柱付き等は隙間のないように張り付け、適切な方法で下地面に圧着し、接着剤が硬化するまで養生を行う。

なお、ゴム床タイルでゴム系溶剤形接着剤を用いる場合は、接着剤を下地及びタイル裏面に塗布し指触乾燥後、張り付ける。

- (2) 表面仕上げは、(b)(4)による。ただし、天然ゴム系のゴム床タイルの場合は、湿潤なものをこくず等を散布し、ポリッシャーを用いて清掃後、つや出しを行う。

14.2.4 寒冷期の施工

張付け時の室温が5℃以下又は接着剤の硬化前に5℃以下になるおそれのある場合は、施工を中止する。やむを得ず施工する場合は、採暖等の養生を行う。

3節 カーペット敷き

14.3.1 適用範囲

この節は、織じゅうたん、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット及びタイルカーペットを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

14.3.2 一般事項

カーペットの風合、色合等は、見本品による。

14.3.3 材料

(a) 織じゅうたん

- (1) 織じゅうたんの品質は、JIS L 4404（織じゅうたん）により、表14.3.1による種別、織り方及びパイルの形状は特記による。

表14.3.1 織じゅうたんの種別

種 別	パイル糸の 種 類	糸の番手・本数	密 度 25.4mm当たり	パイル長 (mm)
A 種	そ毛糸	10番手2本より4本引きそろえ	7.8×9	12
B 種	紡毛糸	7番手2本より3本引きそろえ	7.8×8	10
C 種	紡毛糸	5番手2本より2本引きそろえ	7.8×8	7

- (2) 織じゅうたんのパイル糸の種類は、毛（混紡を含む。）とし、毛80%（ただし、再生羊毛及びくず羊毛を含まないもの）以上のものとする。
- (3) パイル糸は、染色工程において防虫加工を行ったものとする。
- (4) 帯電性は、特記による。特記がなければ、JIS L 1023（繊維製床敷物の性能に関する試験方法）による人体帯電圧の値は、3kV以下とする。
- (b) タフテッドカーペット
- (1) タフテッドカーペットの品質は、JIS L 4405（タフテッドカーペット）により、パイルの形状及びパイル長は、特記による。
- (2) タフテッドカーペットのパイル糸の種類は、ナイロンフィラメントとする。
- (3) 帯電性は、(a)(4)による。
- (c) ニードルパンチカーペット
- (1) ニードルパンチカーペットの厚さは、特記による。
- (2) 帯電性は、(a)(4)による。
- (d) タイルカーペット
- (1) タイルカーペットは、JIS L 4406（タイルカーペット）により、種類及びパイルの形状は、特記による。特記がなければ、第一種のループパイルとする。
- (2) タイルカーペットの寸法、総厚さ等は、特記による。特記がなければ、寸法は500mm角、総厚さ6.5mmとする。
- (e) 下敷き材は、特記による。特記がなければ、JIS L 3204（反毛フェルト）の第2種2号、呼び厚さ8mmとする。
- (f) 取付け用付属品
- (1) グリッパーの寸法は、下敷き材の厚さに相応したものとする。
- (2) 釘、木ねじ等は、黄銅又はステンレス製とする。
- (3) 見切り、押え金物の材質、種類及び形状は、特記による。
- (g) カーペット用の接着剤は、14.2.2(d)により、カーペット製造所の指定するものとする。
- なお、タイルカーペット用の接着剤は、粘着はく離（ピールアップ）形とする。

14.3.4 工法

(a) 工法の種類

カーペットの種類に応じた工法の種類は、表14.3.2による。ただし、タフテッドカーペットの

グリッパー工法の適用は、特記による。

表14.3.2 工法の種類

カーベットの種類	工 法 の 種 類	備 考
織じゅうたん	グリッパー工法	下敷き材を敷く。
タフテッドカーベット	グリッパー工法	下敷き材を敷く。
	全面接着工法	
ニードルパンチカーベット	全面接着工法	
タイルカーベット	タイルカーベット全面接着工法	粘着はく離形接着剤を使用する。

(b) 施工一般

- (1) 接着剤張りの場合で、寒冷期の施工は、14.2.4による。
- (2) 施工に先立ち、下地面の清掃を行う。

(c) グリッパー工法

- (1) 下敷き材の接合及び敷きじまいは突付けとし、隙間なく敷き込み、要所を接着剤又は釘で留め付ける。
- (2) グリッパーは、部屋の周囲の壁際や柱回りに釘又は接着剤で固定する。
- (3) カーベットの仮敷きし、パイルの方向・柄合せを行い、割付けをする。
- (4) 毛並みの方向は、同一とする。
- (5) 上敷きの敷詰めは、隙間及び不陸をなくすように伸張用工具で幅300mmにつき200N程度の張力をかけて伸張し、グリッパーに固定する。
- (6) 織じゅうたんの接合は、切断部分のほつれ止め処置を行ったのち、ヒートボンド工法又は丈夫な綿糸、亜麻糸又は合成繊維糸で手縫いとし、間ぜまにつづり縫いとする。
- (7) タフテッドカーベットの切断は、幅継ぎの場合はループパイルカッターを用い、丈継ぎ及び斜め継ぎの場合は重ね切りとし、ほつれ止めの処置を行う。

(d) 全面接着工法

- (1) 仮敷きしたカーベットの折り返し、下地全面にカーベット製造所の指定するくし目ごてを用いて接着剤を塗布する。
- (2) 接着剤の乾燥状態を見計らい、しわ、ふくれ等を伸ばしながら、隙間なく切り込み、張り付ける。

(e) タイルカーベット全面接着工法

- (1) タイルカーベットの敷き方は、特記による。特記がなければ、平場は市松敷き、階段部分は模様流しとする。
- (2) 接着剤を下地面に平均に塗布し、接着剤が乾燥し十分粘着性がでたのち、隙間なく張り付ける。
- (3) 張付けは、基準線に沿って方向をそろえ、中央部から行う。
- (4) 切断は、タイルカーベットの材質に応じた方法で行い、隙間や浮きが生じないように納める。

4 節 フローリング張り

14.4.1 適用範囲

この節は、フローリングを用いて、床張りを行う工事に適用する。ただし、体育館等の床は除く。

なお、縁甲板張りについては、10章4節【床板張り】による。

14.4.2 材料

フローリングの材料の品質等は、4.1.2(g)による。

14.4.3 工法一般

(a) 工法は次による乾式工法とし、適用は特記による。

(1) 釘留め工法

(2) 接着工法

(b) その他

(1) 幅木下及び敷居下の板そばには、必要に応じ、板の伸縮に備えた隙間を設ける。

(2) 単層フローリングに仕上げを行う場合は、14.4.6による。

(3) 寒冷期に施工する場合は、14.2.4による。

14.4.4 釘留め工法

(a) 材料

(1) フローリングはフローリングボード（根太張用）及び複合フローリング（根太張用）とし、樹種は特記による。特記がなければ、ならとする。

(2) フローリングボードの厚さ及び大きさは、表14.4.1により、下張りを行わないものとする。

表14.4.1 フローリングボード（単位：mm）

板 厚	板 幅	板 長 さ
15	75	500以上

(注) フローリングボードには、積層フローリングを含む。

(3) 複合フローリングの種別は表14.4.2により、適用は特記による。特記がなければ、C種とする。

表14.4.2 釘留め工法の複合フローリング（単位：mm）

種別	表 層	板 厚	板 幅	板長さ	下張り
A種	ひき板の厚さ2以上	14.5以上	75以上	900以上	有
B種	—	12 以上	75～303	900以上	有
C種	—	12 以上	300以上	1,800以上	無

(4) 釘は、原則として、フローリングボードには丸釘、複合フローリングにはフロー用スクリーユ釘とする。

(5) 接着剤は、14.2.2(d)により、ウレタン樹脂系とする。

(b) 工法

(1) フローリングボード張り

張込みに先立ち板の割付けを行い、継手を乱にし（隣接する板の継手は150mm程度離す。）、板そば、木口等のさね肩、しゃくり溝等を損傷しないように通りよく敷き並べて締め付け、根太当たりに雄ざねの付け根から隠し釘留めとする。必要に応じて、接着剤を併用し平滑に留め付ける。

(2) 複合フローリング張り

張込みに先立ち、木理、色沢等配置よく割り付け、根太上又は全面に接着剤を塗布し、継手を根太上とし通りよく敷き並べて、板そば、木口のさね肩を損傷しないように平滑に根太へ向け、雄さねの付け根から隠し釘留めとする。

- (3) 下張り用床板及び工法は、10章4節〔床板張り〕により、下張りとは上張りとの継手位置が合わないようにする。根太間隔は、300mm程度とする。

14.4.5 接着工法

- (a) 下地は、合板又はボードを用いて下張りしたものに適用する。

(b) 材料

- (1) フローリングは、単層フローリング（直張用）及び複合フローリング（直張用）とする。
- (2) フローリングの厚さ及び大きさは、モザイクパーケットを除き、表14.4.1及び表14.4.3により、裏面に緩衝材として合成樹脂発泡シートを裏打ちしたものとする。ただし、樹種は、特記による。特記がなければ、ならとする。

表14.4.3 接着工法の複合フローリング（単位：mm）

板 厚	板 幅	板 長 さ
8 以上	75以上	900以上

- (3) モザイクパーケットの樹種、厚さ及び大きさは、特記による。

- (4) フローリングの接着剤は、14.2.2(d)により、裏面緩衝材付きのものにあつては、エポキシ樹脂系2液形又はウレタン樹脂系、モザイクパーケットにあつては、フローリング製造所の指定するものとする。

(b) 工法

- (1) 張込みに先立ち、木理、色沢等配置よく割り付け、接着剤を下地に塗布し通りよく並べ、表面に損傷のないよう押さえ、平滑に張り込む。
- (2) 接着剤は、専用のくしべらを用いて均等に伸ばし、塗残しのないように行う。また、接着剤が硬化するまで養生を行う。

14.4.6 仕上げ

(a) 素地ごしらえ

- (1) 表面が未仕上げのフローリングにあつては、張込み完了後、傷や汚れを取り除き、研磨により塗装の素地ごしらえを行う。
- (2) 研磨は、フローリング表面の化粧材等に応じて、適切な研磨紙を用い平滑に仕上げる。

(b) 塗装

塗装の適用は特記による。特記がなければ、13.11.2の木部ウレタン樹脂ワニス塗りとする。

5 節 畳 敷 き

14.5.1 適用範囲

この節は、畳敷きに適用する。

14.5.2 材料

- (a) 畳の種別は表14.5.1により、適用は特記による。

表14.5.1 畳の種別

種 別 畳の構成		A種	B種	C種	D種 ^(注)
JIS A 5902 (畳) による区分	畳床	WR-1	WR-2	PS-C20	KT-I, KT-II, KT-III, KT-K, KT-N
	畳表	J 1	C 2		
畳べり	JIS L 3108 (畳へり地) による種類	綿糸へり地	柄へり地		
へり下紙		黒紙とハترون紙を張り合わせた紙等とし、寸法が正しく色むらがでないもの。			
針足 (mm)	平 刺 縫 い	機械縫い30以下、手縫い35以下	機械縫い30以下、手縫い45以下		
	返 し 縫 い	機械縫い35以下、手縫い35以下	機械縫い40以下、手縫い50以下		
	かまち縫い	機械縫い45以下、手縫い45以下	機械縫い45以下、手縫い60以下		

(注) D種の場合の畳床の記号は、特記による。

(b) 畳には、JIS A 5902 (畳) による表示をする。ただし、輕易な場合は、省略することができる。

14.5.3 工法

(a) 畳ごしらえは、畳割に正しく切り合わせ、へり幅は、表2目を標準として、表の筋目通りよく、たるまないようにして表14.5.1の針足寸法に合わせて縫い付ける。また、畳床には、取っ手を付ける。

(b) 敷込みは、敷居、畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。

6節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

14.6.1 適用範囲

この節は、せっこうボード、その他ボード及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事に適用する。

14.6.2 材料

(a) せっこうボード、その他のボード類は表14.6.1により、種類、厚さ等は特記による。ただし、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、特記がなければ、4.1.1 [総則] (b)(ii)による。

表14.6.1 ボード類の規格

規格番号	規格名称	種類又は記号
JIS A 5404	木質系セメント板	HW, NW, HF, NF
JIS A 5430	繊維強化セメント板 (タイプ2)	0.8FK, 1.0FK
JIS A 5440	火山性ガラス質複層板 (VSボード)	—
JIS A 5905	繊維板	HB, MDF, IB
JIS A 5908	パーティクルボード	RS, VS, DV, DO, DC
JIS A 6301	吸音材料	RW-F, RW-B, RW-BL, GW-F, GW-B, DR, IB, WWCB, GB-P, HB-P
JIS A 6901	せっこうボード製品	GB-R, GB-S, GB-F, GB-L, GB-D, GB-NC

(b) 表面に化粧単板張り等の加工を行ったボードの基材は、表14.6.1による。

(c) 合板の種類は次により、適用は特記による。

なお、合板の接着の程度は水掛り箇所を1類、その他を2類とする。

(1) 普通合板は、4.1.2(f)(i)による。

(2) 天然木化粧合板は、4.1.2(f)(iii)による。

(3) 特殊加工化粧合板は、4.1.2(f)(iv)による。

(d) 小ねじ等

(1) 材種及び形状は、取付け材料に適したものとする。

(2) 鋼製のものは、亜鉛めっき等の防錆処置を行ったものとする。

(3) 浴室、洗面所、便所、湯沸室、厨房等の錆びやすい箇所に使用する小ねじ等は、ステンレス製とする。

(e) 接着剤は、JIS A 5538（壁・天井ボード用接着剤）により、接着する材料等に応じて適切なものとする。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、特記がなければ、4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。

(f) ジョイントコンパウンドは、JIS A 6914（せっこうボード用目地処理材）による。

(g) 継目処理に用いるテープ及び付属金物は、せっこうボード製造所の指定するものとする。

14.6.3 工法

(a) 下地は、10章5節〔内外壁及び天井下地〕による。

(b) 壁のボード類で上張りの場合は、縦張りとし、原則として、水平方向には継目を設けない。

(c) ボード類、合板等の張付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないように行う。

(d) 寒冷期に、接着剤を用いて施工する場合は、14.2.4による。

(e) ボード類、合板等の張付け

(1) ボード類を下地材に直接張り付ける場合の留付け用小ねじ類の間隔は、表14.6.2による。

表14.6.2 ボード類の留付け間隔（単位：mm）

下 地	施工箇所	下地材に接する部分の 留 付 け 間 隔		備 考
		周 辺 部	中 間 部	
木造下地	天 井	150程度	200程度	小ねじ類の場合
	壁	200程度	300程度	

(2) ボード類を下地張りの上に張る場合は、接着剤を主とし、必要に応じて、小ねじ、タッカーによるステーブル等を併用して張り付ける。

(3) 小ねじ等は、ボード面より少しへこむ程度に留め付ける。また、これらの頭は、ジョイントコンパウンド（パテ）で伏せ込み、ボード面が平らになるように仕上げる。

(4) 合板類の張付けは表14.6.3により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表14.6.3 合板類の張付け

種別	張 付 け 工 法
A種	接着剤を使用し、沈めねじ留めとして張り付け、ねじ穴は、表面仕上げ材と同色のパテ詰めとする。
B種	木ねじを使用して張り付け、又はこれと接着剤を併用して張り付ける。

(f) セッコウボードの目地工法等

(1) セッコウボードの目地工法の種類は、表 14.6.4 により、適用は特記による。

表 14.6.4 目地工法の種類とセッコウボードのエッジの種類

目地工法の種類	セッコウボードのエッジの種類
継 目 処 理 工 法	テーパーエッジ
突 付 け 工 法	ベベルエッジ、スクエアエッジ
目 透 し 工 法	スクエアエッジ

(2) 目地工法は、次による。

(i) 継目処理工法

① 下塗り及びテープ張り

継目部分の溝（テーパー部分）にジョイントコンパウンドをむらなく塗り付けた上に、直ちにジョイントテープを張り、ジョイントテープの端や小穴からはみ出た余分のジョイントコンパウンドはしごき押さえる。

なお、グラスメッシュテープを使用する場合は、ジョイントコンパウンドによる下塗りを省略することができる。

② 中塗り

下塗りが乾燥したのち、ジョイントテープが完全に覆われるように、また、ボード面と平らになるように、幅 150 mm 程度に薄くジョイントコンパウンドを塗り広げる。

③ 上塗り

中塗りの乾燥を確認後、むらを直すように薄くジョイントコンパウンドを塗り、幅 200 ～ 250 mm 程度に塗り広げて平滑にし、乾燥後、軽く研磨紙ずりをして、更に平滑に仕上げる。

(ii) 突付け工法

ボードへり折り面どうしを突き合わせて張る。

(iii) 目透し工法

ボードへり折り面どうしを、継目に底目地をとり、隙間をあけて張る。

(3) その他部分の処理は、次による。

(i) 出・入隅部の処理は、出隅部にはコーナー保護金物等を使用し、また、入隅部にはジョイントテープ等を 2 つに折って L 形にコーナーに当て、(2)(i)①及び②に準じて行う。

(ii) 切断面どうしの継目の処理は、切断面のボード用原紙表面を軽く面取りのうえ突付けとし、(2)(i)に準じて行う。ただし、ジョイントコンパウンドはできるだけ薄く、中塗りは幅 400 ～ 500 mm 程度、上塗りは幅 500 ～ 600 mm 程度に塗り広げる。

(iii) 留め付けた釘や小ねじ等の頭のくぼみは、ジョイントコンパウンドをセッコウボード面と平らになるように塗り付け、平滑に仕上げる。

- (iv) せっこうボード張りの四周部，設備器具との取合い部等の隙間には，適切な充填材を充填する。

7節 壁紙張り

14.7.1 適用範囲

この節は，モルタル面及びボード面に施す各種壁紙張りに適用する。

14.7.2 材料

- (a) 壁紙は，JIS A 6921（壁紙）により，品質及び防火性能は特記による。ただし，ホルムアルデヒド放散量は，特記がなければ，4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。
- (b) 接着剤は，JIS A 6922（壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤）による。また，必要に応じて，酢酸ビニル樹脂系エマルション形等と混合したものを用いることができる。ただし，ホルムアルデヒド放散量は，(a)による。
- (c) 素地ごしらえに用いるパテ及び吸込止め（シーラー）は，壁紙専用のものとする。
- (d) 湿気の多い場所に用いる接着剤及び吸込止め（シーラー）は防かび剤を混合したものを用いる。
- (e) 下地に使われる釘，小ねじ等の金物類は，黄銅，ステンレス製等を除き，錆止め処理を行う。

14.7.3 施工

- (a) モルタル及びプラスター面の素地ごしらえは表13.2.4〔モルタル及びプラスター面の素地ごしらえ〕により，種別は特記による。特記がなければ，B種とする。
- (b) せっこうボード面の素地ごしらえは表13.2.5〔せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえ〕により，種別は特記による。特記がなければ，B種とする。
- (c) プラスター面等の下地は十分に乾燥させ，清掃を行ったのち，シーラーを塗布する。
- (d) JIS A 6921（壁紙）に定める隠ぺい性3級のもので，素地面の見え透くおそれのある場合は，素地面の色調を調整する。
- (e) 張付け工法は，特記による。特記がなければ，壁紙を直接下地に張り付けるものとし，たるみ，模様等の食違いのないよう，裁ち合わせて張り付ける。
- (f) 押縁，ひも等を使用する場合は，通りよく接着剤，釘等で留め付ける。
- (g) 防火材料の指定又は認定を受けた壁紙には，施工後，適切な表示を行う。